

子どもの気持ちに 寄り添った支援をするために

子どもの気持ちを尊重して支援するために、学校と相談して、よりよい支援を選択してください。

次の内容は、【別紙】三重県における不登校児童生徒への支援の推進についてをもとに記載しています。詳しくは同じWebページの【別紙】をご覧ください。

<出欠の連絡>

- ・「欠席する場合だけ連絡する」「登校する日だけ連絡する」「毎日連絡する」などの方法
- ・「電話」「メール」などの手段

<登校や家庭訪問、配付物など>

- ・「週1回」「隔週1回」などの家庭訪問の頻度
- ・「通信」「学習プリント」など渡してもらうもの
- ・「担任の家庭訪問時」「近所の同級生」など誰にどのように届けてもらうか
- ・別室（校内教育支援センター）などの安心できる場所の利用
- ・「賑やかな環境」などの落ち着かない環境や状況への配慮

<評価等>

- ・「通知表への記載」など
- ・学校以外での活動に対する「出席扱い」「評価への反映」など

<給食の取扱い>

- ・「給食を止める」「いつから給食を再開するか」など

<教材の取扱い>

- ・「購入する教材の選択」など

○児童福祉、非行や被害防止などのための確認

学校は子どもの権利や福祉を守るために関係機関と連携し、子どもの状況を確認する役割を担っています。お子様の状況又は、学校と保護者やお子様との関係性に応じて、必要であれば、地域の保健師や福祉機関のケースワーカーなど関わりのある人の協力を得て、お子様の様子を確認し、その情報で関係機関と連携しながら対応しています。

○相談機関などの情報の取得

教育支援センターや教育相談を受けられる公的機関、みえ不登校支援ネットワーク、フリースクールや親の会などの民間団体、地域の福祉機関など相談機関には多様な選択肢があります。探している情報にたどり着いていないときには、学校に相談していただくか、所管の市町教育委員会や下記のWebページを検索する、または不登校支援班にご連絡ください。